



## 届出書チェックシート（住宅に関する開発又は建築等）

開発行為の該当確認 ※届出行為が「開発行為」の場合、内容を確認し□欄にチェック☑してください。）

「都市計画法に基づく開発許可申請の手引き 令和5年5月 岡山県土木部都市局建築指導課 他」  
における『開発行為』にあたることを確認した。

都市計画法に基づく開発許可申請の手引き（該当 P. 1-9～P. 1-12）

URL:<https://www.city.kurashiki.okayama.jp/dd.aspx?menuid=6824>



2次元QRコード

### ★注意★

「**開発許可が必要 = 開発行為**」ではありません。開発許可が不要（例：市街化区域 1,000m<sup>2</sup> 未満）  
でも、**3戸以上の住宅の建築を目的とする開発行為の場合は届出が必要となります。**

**上記の『開発行為』は、以下の区画、形、質いずれかの変更を含む行為を指します。**

- |                          |   |
|--------------------------|---|
| <input type="checkbox"/> | <p><u>区画の変更</u> 例) 水路、道路等を付替える。</p> <p>区画とは、道路、河川、水路等によって区分された一団の土地をいい、区画の変更とは、道路、河川、水路など公共施設の新設、付替又は廃止により、一団の土地利用形態を物理的に変更することをいいます。<br/>なお、単なる分合筆等の権利区画だけの変更はこれに該当しません。</p>                         |
| <input type="checkbox"/> | <p><u>形の変更</u> 例) 盛土などを行う。</p> <p>形の変更とは、切土、盛土を行う造成行為を指し、以下のいずれかに該当するものをいいます。</p> <p>a. 敷地地盤高を変更する場合で、その変更高が 50 cm を超えるもの</p> <p>b. 擁壁によりのり起しをする場合で、擁壁高（既設擁壁に新たな擁壁を嵩上げする場合は、その両方の合計高）が 1 m を超えるもの</p> |
| <input type="checkbox"/> | <p><u>質の変更</u> 例) 農地を宅地にする。</p> <p>質の変更とは、宅地以外の土地を宅地又は特定工作物の用に供する土地とする行為をいいます。</p>  |
| <input type="checkbox"/> | <p>上記いずれにも該当しない</p> <p>⇒提出は不要です。</p>  |